147～190　（略）
191　末梢血管用ステントグラフト
⑴・⑵　（略）
⑶　腹部大動脈分枝血管対応型　322,000円
192～236　（略）
237　軟骨修復材　1,170,000円
Ⅲ～Ⅴ　（略）
Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	13,287円
003　歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,978円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	12,073円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	12,062円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,802円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5,435円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	207円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	232円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	261円
014～069　（略）		
070　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料	１歯	59円
071　３次元プリント有床義歯義歯床用材料	１顎	2,026円

Ⅶ・Ⅷ　（略）
Ⅸ　経過措置
⑴　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073　（略）	（略）	（略）
133　血管内手術用カテーテル ⑵　末梢血管用ステントセット ④　生体吸収・再狭窄抑制型 （承認番号） 30700BZX00154000	令和７年12月１日から 令和９年11月30日まで	264,000円

147～190　（略）
191　末梢血管用ステントグラフト
⑴・⑵　（略）
（新設）
192～236　（略）
（新設）
Ⅲ～Ⅴ　（略）
Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	12,587円
003　歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,278円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	11,373円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,362円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,445円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5,095円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	187円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	212円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	250円
014～069　（略）		
（新設）		
（新設）		

Ⅶ・Ⅷ　（略）
Ⅸ　経過措置
⑴　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）